

別添様式

都道府県、政令市名	※1 福岡県		
基金の名称	※2 福岡県環境保全基金		
基金の目的	※3 環境保全事業の推進により、快適な生活環境の形成に資するため。		
28年度末基金総額(a=b+c+d+e)	※4 400,000,000円	27年度末基金総額	※9 400,000,000円
うち国費相当額(b)	※5 200,000,000円	▲28年度基金執行額	※10 6,242,189円
うち地方負担相当額(c)	※6 200,000,000円	28年度基金運用益	※11 6,242,189円
うち運用益(国費相当分)(d)	※7 0円	28年度その他造成額	※12 0円
うち運用益(地方負担相当分)(e)	※8 0円		

基金事業の概要及び執行額の内訳

1 環境教育・共創推進事業	
執行額	1,503千円(うち基金充当額1,228千円) ※13
目的	※14 環境問題の解決のためには、児童への環境教育及び教育関係者の理解と協力が不可欠であることから、学校における環境教育教材の整備、環境教育の重要性の啓発活動を行い、環境教育の一層の推進を図るため、環境教育副読本を作成し、県内の5年生児童や小学校教諭へ配布する。
期間	※15 平成29年3月29日(以降追加配布希望があれば順次配布)
実績	※16 環境教育副読本の作成・配布により、学校教育現場での環境教育の一層の推進を図り、環境問題に対する正しい認識と理解を深めることができた。
公募状況	※17 【指名競争入札】 県の指名競争入札の有資格業者から、格付け基準の総得点の上位の者から10名を選定し、県の規定に基づき氏名委員会を設置し、指名競争入札を行った。
2 平尾台自然観察センター活動事業	
執行額	26,434千円(うち基金充当額4,473千円)
目的	我が国有数のカルスト台地平尾台において、自然保護の拠点施設として、多くの県民に自然のしくみや自然公園利用のマナーを学ぶ場を提供し、自然を愛する心を育む。
期間	通年
実績	平成28年度来館者数 41,858人 動植物等の観察会を33回開催 アートフラワー講座等の講習会を14回開催 平尾台野草写真展等展示会を6回開催
公募状況	平成28年度から指定管理者制度を導入し、県がハートランド平尾台(株)に管理運営を委任(H18～20、H21～23、H24～28、H29～H33)

(事業の数に応じて適宜欄を追加)

【記載要領】

- ※1…都道府県、政令指定都市名を記載する。
- ※2…条例で定める基金名称を記載する。
- ※3…条例で定める基金の設置目的を記載する。
- ※4…年度末の基金残高を記載する。
- ※5…基金残高のうち国費相当額(運用益を除く)を記載する。
基金の取り崩しを行っていない場合には、2億円(当初国からの補助金を受けて造成した分)とする。
基金の取り崩しを行っている場合には、基金残高の1/2の額とする。
- ※6…基金残高のうち地方負担相当額(運用益を除く)を記載する。
基金の取り崩しを行っておらず、かつ独自に追加造成を行っていない場合には、2億円とする。
基金の取り崩しを行っておらず、独自に追加造成を行っている場合には、2億円と追加造成の合算額とする。
基金の取り崩しを行っている場合には、基金残高の1/2の額とする。
- ※7、8…基金運用益から基金執行額を差し引いた額に対し、※5と※6の比率で
国費相当分と地方負担相当分に按分して記載する。
- ※9…前年度末の基金残高を記載する。
- ※10…報告対象年度中の基金執行額(運用益分含む)を記載する。
- ※11…報告対象年度中に基金から生じた運用益を記載する。
- ※12…報告対象年度中に独自に追加造成した額を記載する。
- ※13…一般財源を含めた事業全体の執行額を記載し、()内に基金からの充当額を記載する。
- ※14…事業概要を事業目的が明らかになるように記載する。
- ※15…事業実施期間を記載する。普及啓発施設の運営等通年のものは「通年」と記載する。
研修会、普及啓発イベント等については、「〇月〇日～〇月〇日まで合計〇回」とまとめて記載する。
- ※16…実施した事業の内容と効果を記載する。効果については※14の目的との関係が明らかとなるよう
延べ参加人数等を記載する。
- ※17…公募を行った事業について、公募要領等の名称と募集期間、審査基準、審査体制を記載する。
環境省への報告にあたっては、参考資料として公募要領等を添付する。HP等での公表にあたって
は、公募要領等を閲覧できるよう電子ファイル等を添付する。

<参考>

地方造成分と国費造成分の考え方

- ・基金の取り崩しについて、独自に追加造成している場合には、4億円を下回る取り崩しを行わない限り国費造成分は減少しない。
- ・協議の上、4億円を下回って取り崩す場合は、国費造成分と地方造成分を1/2ずつ取り崩したものとする。
- ・国費相当額がゼロ又はマイナスとなった基金については、基金残高に対する国費相当額が無い基金とし、その後の取り崩しにあたっての協議は不要とする。(基金残高がある期間は基金事業実施状況の報告・公表について協力を求める。)